

## ■ ハラスメントについて

ハラスメントとは、教育や研究、学習、就労などにおいて、相手に対して不快感や不利益を与え、個人の尊厳や人格を侵害する行為を指します。以下は、大学生を悩ませるハラスメントの一例です。次頁はハラスメント相談後のフローを示しています。これらを参考にして、ハラスメントに困ったり、目撃したら、窓口にご相談をしてみませんか。相談内容の秘密は守られ、相談をすることで不利益は一切ありません。

### ◇相談窓口◇

アカデミック・アドバイジングデスク（図書館1階）、チューター（各研究室）、健康支援センター（3号1階）、学生課（3号2階）、留学生課（3号1階）

#### アカハラ（アカデミック・ハラスメント）：教職員の教育指導や研究活動に関係する嫌がらせ

- 1) 教材など必要なものを与えられず、指示されなかった
- 2) 気に入らないからと、わざと低く評価された
- 3) 必要な説明をされず、無視された
- 4) のけ者にされ、そのように周囲にも仕向けられた
- 5) とても手に負えない、課題、実験、制作を言い渡された



#### パワハラ（パワー・ハラスメント）：職務権限（職務上の地位や立場）を使った嫌がらせ

- 1) 叩かれた、蹴られた、机などをたたき（蹴り）ながら、怒鳴られた
- 2) 失敗した時に責任を押し付けられた
- 3) 業務の範囲を超える私的な用事を頼まれた
- 4) 大声で怒られたことがあり、その人がいると恐怖を感じ、委縮する



#### セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）：意に反する不快な性的言動

- 1) 身体的特徴を話題にされた
- 2) 卑わいな冗談を聞かされたり、LINEされた
- 3) 「男のくせに」「女に任せられない」などと言われた
- 4) 体調が悪い時に「生理の日？」と聞かれた
- 5) 食事やデートにしつこく誘われた
- 6) 身体（の一部）を5秒以上ジロジロと見られた
- 7) 性的な経験を質問された
- 8) 身体に不必要に接触された
- 9) 性的な関係を強要された



#### 就活ハラスメント：採用担当者のパワハラやセクハラ

オワハラ（就活終われハラスメント）：他の企業などへの就活の終了を強要する行為

- 1) 自社の内定を条件に、他社の内定辞退を強要された
- 2) 何度も「研修」などと呼び出し、他社の面接を受けにくくされた
- 3) オンライン面接で不必要に「全身を見せて」などと言われた

